

第18期 第10回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和6年6月25日(火) 午後1時31分～午後1時57分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第2会議室

3. 出席農業委員 (6 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 4番 比嘉 強 委員 6番 上里 さゆり 委員
7番 金城 敏満 委員

4. 欠席農業委員 (2 名)

5番 金城 朝之 委員 8番 金城 道夫 委員

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員 ・ 金城 光俊 委員

西部地区: 瀬長 輝男 委員 ・ 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

主任主事: 長嶺 文斗 主任主事: 南 叶子

7. 議事録署名委員

4番 比嘉 強 委員 ・ 7番 金城 敏満 委員

8. 付議すべき案件

報告第 50 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 51 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第 52 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 53 号	現況証明願について
報告第 54 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 55 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第	56	号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第	29	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	30	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	31	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について

9. 会議の内容

議長	皆さん、こんにちは。ただいまから第 18 期豊見城市農業委員会第 10 回総会を開催いたします。 (午後 1 時 31 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中 6 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立します。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 4 番委員の比嘉強委員と第 7 番委員の金城敏満委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び南主任主事を指名します。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 50 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 50 号「農地転用後利用状況の報告について」、7 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 50 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 51 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをお開きください。報告第 51 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、3 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 51 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 52 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。報告第 52 号「転用許可に係

	る工事の完了報告について」、2 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 52 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 53 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをお開きください。報告第 53 号「現況証明願について」、6 件ございました。内容を確認のうえ、証明を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 53 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 54 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 10 ページをお開きください。報告第 54 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、5 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 54 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 55 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 12 ページをお開きください。報告第 55 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 55 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 56 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 13 ページから 14 ページをお開きください。

	報告第 56 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、1 件ありました。 内容を確認のうえ、通知書を受理しましたので、報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 56 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 これより議案審議に入ります。議案第 29 号について審議します。 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。 では、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第 29 号について説明いたします。 議案書の 15 ページから 24 ページとなります。 では、議案書の 15 ページ及び 16 ページをお開き下さい。 議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、4 件の申請がございました。 整理番号 1 番につきまして、議案書の 18 ページをお開き下さい。 申請のありました、豊見城市字伊良波 322-1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。 整理番号 2 番につきまして、議案書の 20 ページをお開き下さい。 申請のありました、豊見城市字饒波 469-1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。 整理番号 3 番につきまして、議案書の 22 ページをお開き下さい。 申請のありました、豊見城市字名嘉地 197-1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。 整理番号 4 番につきまして、議案書の 24 ページをお開き下さい。 申請のありました、豊見城市字饒波 492-3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。 なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地及び、すでに耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。 調査結果について、瀬長輝男委員 から報告をお願いします。
瀬長推進委員	それでは、令和 6 年 6 月 11 日に行いました現地調査の結果について報告しま

す。

整理番号 1 番から 4 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

議案第 29 号については、1 件ずつ審議します。

初めに整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可することに決定しました。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、許可することに決定しました。

次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については、許可することに決定しました。

次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番については、許可することに決定しました。

議案第 30 号については、農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。

では、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 26 ページをご確認ください。議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして 27 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 338 の 6、338 の 7、338 の 4。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

こちらは以前、駐車場として 5 条申請があり先月取下げ願いがあった土地になります。既に敷地が砂利敷きとなっていたため、違反転用案件として始末書を受領しております。経緯は以前の 5 条申請中に隣地を整備する際、該当地も誤ってアスファルト舗装してしまったとの事でした。原状復帰を求め、現在の砂利敷きの状況となっています。

申請にあたって、現地の調査結果については比嘉友明委員から報告をお願いします。

3 番委員

それでは、令和 6 年 6 月 21 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番の申請地について事務局からの説明のあったように現場は既に砂利敷きになっており、違反転用されていきました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。

議長

ありがとうございます。では議案第 30 号については 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいですか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に議案第 31 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いします。

事務局

整理番号 1 番につきまして 33 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字高嶺 324 の 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 2 種農地と判断しております。

整理番号 2 番につきまして 37 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字饒波 288 の 2。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 3 番につきまして 41 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字根差部 467 の 1、466、465 の 1、465 の 2、464。転用目的は車両置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 2 種農地と判断しております。

整理番号 4 番につきまして 45 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字金良 429 の 1、429 の 29、429 の 30。転用目的はコンテナヤード及び駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 1 種農地と判断しております。

こちらは敷地が砂利敷きとなっていたため、違反転用案件として始末書を受領しております。経緯は所有者が令和 4 年 10 月から令和 5 年 5 月まで農地転用の許可を得ず、業者に資材置場として貸していたとの事でした。

整理番号 5 番につきまして 49 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 500 の 3。転用目的は資材置場、太陽光パネルの仮置き場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たし

ていると考えられます。農地の区分は3種農地と判断しております。

こちらは敷地が砂利敷きになっていたため、違反転用案件として始末書を受領しております。経緯は所有者が40年前から農地転用の許可を得ず、塩を作る工場を運営しており、約2年前取り壊して今の状態になっているとの事でした。

申請にあたって、現地の調査結果については比嘉友明委員から報告をお願いします。

3番委員

それでは、令和6年6月21日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号1番から3番の申請地について、現場は草木が繁茂しており、遊休状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。

整理番号4番と5番の申請地について、事務局からの説明のあったように現場は既に砂利敷きになっており、違反転用されていきました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。説明は以上です。

議長

ありがとうございます。では議案第31号については1件ずつ審議します。

初めに、整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいですか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号1番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号1番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号2番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は、挙手をしてから質疑をお願いいたします。はいじゃあ、質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号2番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は、挙手をしてから質疑をお願いいたします。はいじゃあ、質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は、挙手をしてから質疑をお願いいたします。はいじゃあ、質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は、挙手をしてから質疑をお願いいたします。はいじゃあ、質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和 6 年 6 月 25 日 (火)

午後 1 時 57 分終了

議事録署名委員

議長 頼長 澄子

4 番委員 比嘉 強

7 番委員 金城 敏満